

公益社団法人徳島県労働者福祉協議会定款

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県内における労働者及び一般県民（以下「労働者等」という。）の福祉を総合的に推進し、関係団体間における福祉活動の連絡調整を図るとともに、労働福祉に関する事項全般についての調査、研究、啓蒙及び教育並びに就労に関する支援等を行い、もって労働者等の福祉の増進と地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 労働団体や勤労者福祉事業団体等による勤労者福祉活動の連絡調整及びその推進に関する事業
 - 二 労働者等の就労支援や無料職業紹介に関する事業
 - 三 地域における勤労者福祉活動の推進並びに地域コミュニティの充実にに関する事業
 - 四 労働者の福祉施設の取得、管理維持及び労働者の利用に対する提供
 - 五 高齢者や障がい者の在宅支援に関する事業
 - 六 社会保障や勤労者福祉等に関する調査・研究と啓発に関する事業
 - 七 国及び地方自治体の勤労者福祉施策等に関わる政策・制度の要求に関する事業
 - 八 社会運動の資料収集と調査研究事業
 - 九 その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は徳島県内において行うものとする。